法人名

特定非営利活動法人〇〇〇〇

実績判定期間

令和5年4月1日~令和7年3月31日

<b>プー</b> 役員からの合附金の額か	<u> </u>		识	1			
役員の氏名		① 寄附金額		② ①欄と©欄のいずれか 少ない金額		3	
						①のうち基準限度超過 額(①-②)	
				ラない並	項	th (U	2)
		(	) 円	(	) 円	(	) 円
		(	)	(	)	(	) 円
●[茲(+ 3 + + 字)]	<b>みの</b> 四勿幸	<b>佐ょま</b> ひますリー	<b>*</b> **	th +>4>	∤·₩△/==□#÷	<del>+</del> 7	) 円
<ul><li>●該当なければ、提出の必要なし。</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li></ul>							
		(	)	(	)	(	) 円
		(	円)	(	円)	(	円)
			円	(	<u>円</u> )	(	円)
		(	 円 )	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	····················	· (	円
			円	,	<u></u>	` ,	<i>)</i> 円
		(	) 円	(	) 円	(	) 円
		(	) 円	(	) 円	(	) 円
		(	) 円	(		(	) 円
		(	<u>: : : :</u> 円	(	······) 円	(	)
		(	)	(	)	(	円 ) 
		(	円)	(	円)	(	円 )
		(	円 )	(	)	(	)
			円		円		円
			円	,	,  ————————————————————————————————		<i>,</i> 円
			<i>)</i> 円	(	) 円 	( 	<i>)</i> 円
		(	) 円	(	) 円	(	) 円
		(	) 円	(	) 円	(	) 円
合計(又は小計)		(	)	(	)	(	)
			円		円		円

## (注意事項)

役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに 当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります (第1表付表1(相対値基準・原則用)記載要領「役員の氏名欄」参照)。

小規模法人における役員からの寄附金の合計額(20万円以上)の記載に当たっては、当該役員の配偶者等からの寄附金があっても、当 該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません(第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)記載要領「役員の氏名欄」参照))。